

福岡都市計画地区計画の決定
(福岡市決定)

都市計画西福岡マリナタウン地区地区計画を次のように決定する。

名称	西福岡マリナタウン地区地区計画
位置	福岡市西区愛宕浜二丁目の一部
面積	約 19.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区には、21世紀を展望した臨海部における新たな都市づくりの一環として、住宅・都市整備公団、市住宅供給公社並びに第3セクターの博多港開発㈱による「西福岡マリナタウン」整備事業が進められている。</p> <p>このため、新たな住宅市街地の形成に際し、前面に位置する「人工海浜」等の恵まれた自然環境と調和した魅力ある市街地空間の形成・誘導を図り、良好な中・高層住宅地としての街づくりを行うことを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>交通利便性や恵まれた自然環境を生かし、良質な中・高層住宅地の形成を図るとともに、地区中央に地区内居住者のための便利施設等を配置する。</p>
	<p>地区施設等の整備の方針</p> <p>都市計画道路「西福岡海浜線」(幅員18m)、都市計画公園及び区画道路等の施設を基軸として、地区内に歩行者空間や公園等を適切に配置し、「人工海浜」を含めた歩行者空間のネットワーク化により、地区内居住者及び海浜公園利用者等の利便を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>公共空間である道路・公園等と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、建築物等の壁面の位置の制限を定めるとともに、良好な景観誘導を図るため、建築物等の形態・意匠を制限し、海に開かれた良好な中・高層住宅地の形成を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>下記の各道路及び公園との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、次に示すとおりとする。</p> <p>1) 西福岡海浜線については5m</p> <p>2) 愛宕浜中央公園については3m</p> <p>3) その他の区画道路等については3m</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物等の色調、デザインは、原色を避けるなど、周辺環境に配慮した意匠とする。</p> <p>また、高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の制限位置は計画図表示のとおり」

理由

当地区には、臨海部における新たな都市づくりの一環として、住宅・都市整備公団、市住宅供給公社並びに第3セクターの博多港開発㈱による「西福岡マリナタウン」整備事業が進められており、開発を計画的かつ適正に誘導し、良好な市街地形成を行うことを目的として、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 西福岡マリナタウン 地区地区計画図 (福岡市決定)

愛宕浜二丁目

愛宕浜三丁目




3-4-144 西福岡海浜線

18M

愛宕浜二丁目

愛宕浜一丁目



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	3m 壁面の位置の制限
	5m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの
 詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)